大都市における地域包括ケアシステムの実現に向けた 介護保険制度の見直し等に関する緊急提言」について

内容

1 介護基盤の整備促進に向けた提言

提言1

既存の社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する際には、社会福祉事業の 実施に係る法人の資産要件を緩和すること。

提言2

地価が高く土地の確保が難しい都市部においては、複数の区市町村が共同して 特別養護老人ホームを設置し、利用する仕組みを構築すること。

提言3

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの設置促進策を講じること。

また、医療と介護の連携に必要不可欠な訪問看護師の確保に向けた取組について支援策を講じること。

2 給付の効率化・重点化に係る提言

提言4

軽度者への給付の見直しに当たっては、早期に見直しの具体的な内容を明らかにするとともに、サービスの確保やマネジメントを実施する保険者への財政支援を行うこと。

3 サービスの質の確保に係る提言

提言 5

通所介護事業所が実施する法令に基づかない宿泊サービスについて、早期に法 令上のサービスとして位置付けること。

4 住所地特例に関する提言

提言6

サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の導入に当たっては、住所地特例の適用を受ける高齢者が地域支援事業を利用する場合において、不利益とならないような制度設計とすること。

また、医療保険制度における住所地特例の適用との均衡にも配慮すること。

来年、通常国会に提出される介護保険法の改正に向け、 国に働きかけを行っていきます。